

平成 1 6 年度
男女共同参画の推進に関する年次報告書
(案)

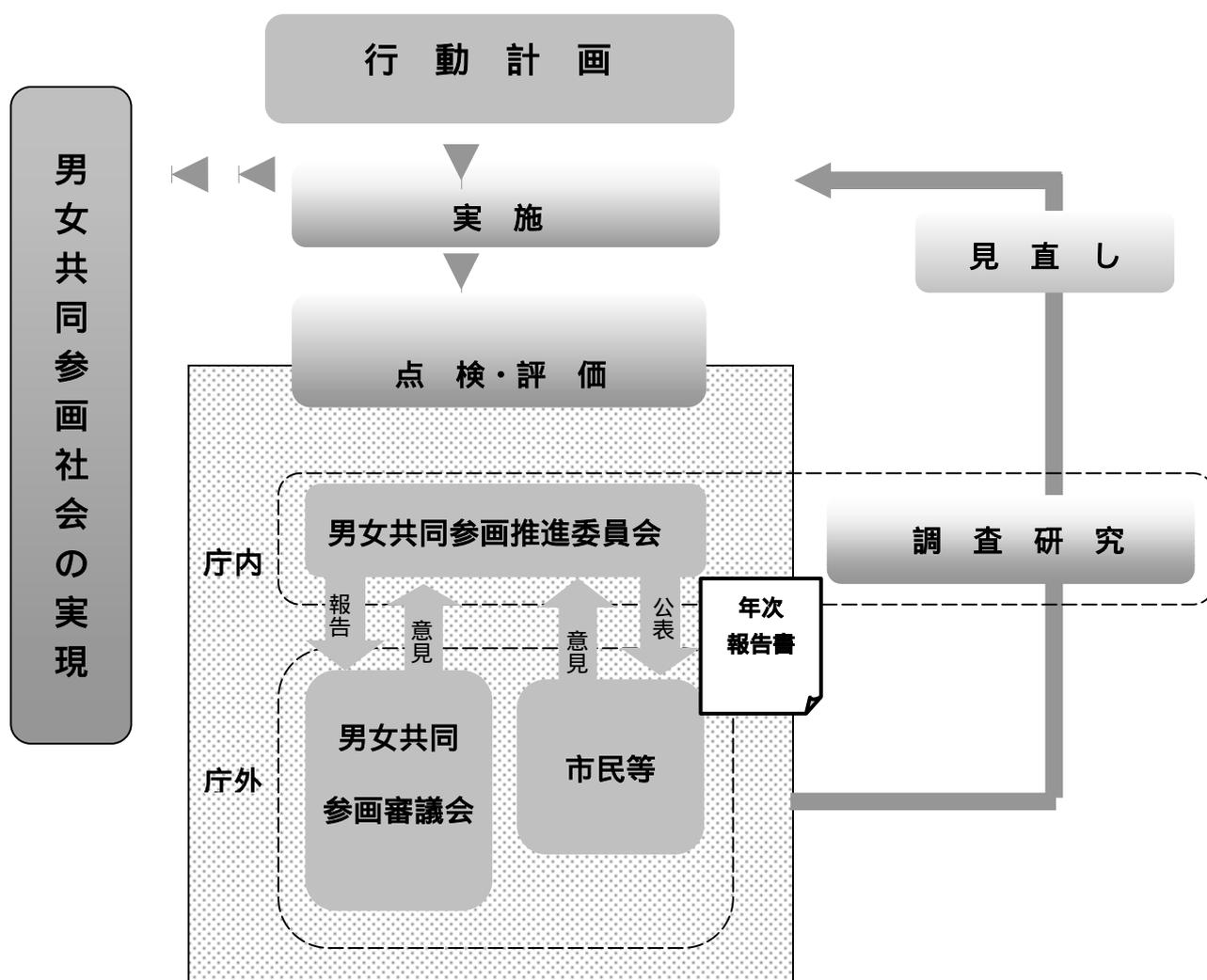
宇都宮市

本書は、宇都宮市男女共同参画推進条例第 15 条¹に基づく年次報告書として作成するものです。

宇都宮市では、平成 16 年 2 月に条例第 8 条に基づく行動計画「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」を策定し、これに基づき男女共同参画を推進しています。

本書では、はじめに本市の男女共同参画の推進状況についての総合評価を示しています。つぎに「基本目標ごとの推進状況と今後の対応」で、うつのみやパートナープランで設定した「目標値」の現状値を可能な限り把握することで本市における男女共同参画推進の進捗状況を捉えるとともに、重点事業の活動状況と事業の成果から課題を分析し、今後の対応と平成 17 年度に新たに組み入れる事業、拡充する事業を示しています。

行動計画（うつのみやパートナープラン）の進行管理 フロー図



¹ 宇都宮市男女共同参画推進条例
第 15 条（年次報告）

市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

目 次

平成16年度 推進状況および今後の対応	3
平成16年度 推進状況の総合評価	4
基本目標ごとの推進状況と今後の対応	5
基本目標 施策の方向1	5
施策の方向2	8
施策の方向3	10
施策の方向4	13
施策の方向5	16
基本目標 施策の方向6	18
施策の方向7	21
施策の方向8	24
基本目標 施策の方向9	27
施策の方向10	31
施策の方向11	34
施策の方向12	36
施策の方向13	38
参考資料	39
計画の体系	40

平成16年度 推進状況
および
今後の対応

平成16年度 推進状況の総合評価

宇都宮市では「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」に3つの基本目標を定めています。それぞれの基本目標には、男女共同参画の推進に向けた目標値や、さまざまな施策・事業が盛り込まれています。

平成16年度の事業は、後述の「基本目標ごとの推進状況と今後の対応」に述べるようにほぼ計画どおり実施されています。実数が得られた目標値の9項目のうち8項目が目標達成に向け推移しており、十分な水準には達していないものの、男女共同参画社会の実現に向け緩やかに上昇しています。

今後とも、男女共同参画社会の実現を目指し、それぞれの施策・事業を積極的、効果的に実施し、全市的な取組の促進を図っていきます。

基本目標ごとの評価と課題は以下のとおりです。

【基本目標 男女共同参画意識の啓発と男女の個人としての尊重】

人権を尊重する分野での社会的な問題であるDV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）や性と健康の問題は、潜在化しやすく、すぐには解消されませんが、各施策・事業を着実に実施したことにより、教育・学習を推進する分野では徐々に成果をあげています。長期的に取り組む課題を解消するためにも、特に若い世代に対し、男女共同参画意識を高める働きかけを進める必要があります。

【基本目標 あらゆる分野における男女の参画機会の確保】

意思決定の場への女性の参画は横ばいの状況ですが、趣味やボランティア活動への女性の参加意欲は高く、また、女性が力をつけるための研修会などへも予想を上回る参加がありました。

女性の参加が多い分野を足がかりに方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、その能力を十分に発揮できるよう人材の活用を図る必要があります。

【基本目標 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備】

男女共同参画社会の実現に向けた環境整備のための各施策・事業を実施し、高齢者の社会参画と母子家庭等の自立については目標以上の実績となりました。一方、目標を達成できなかった保育所の待機児童数は、今後もゼロを目指していきます。

男女が共に家庭生活と職業その他の活動とを両立するためには、市・市民・事業者が連携・協力して取り組む必要があります。特に、就業の分野においては、事業者に対し就業環境の改善や働き方の意識の変革を促進するための働きかけを行う必要があります。

また、市と市民との協働で男女共同参画を推進するため、市民や団体が活動しやすい環境を整備していくことも必要です。

基本目標ごとの推進状況と今後の対応

基本目標 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

【基本目標 の考え方】

市ではこれまで男女平等に向けたさまざまな取組を進めてきましたが、依然として男女間の不平等感が存在しています。

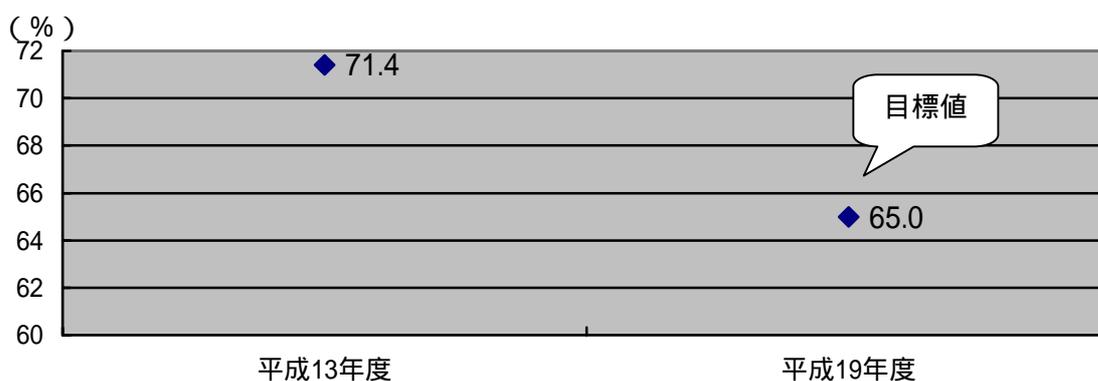
また、女性に対するさまざまな形の暴力が存在し、早急に対応する必要があります。男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力を発揮できるよう市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図ります。

施策の方向 1 男女平等意識を啓発する

『男は仕事、女は家庭』という性別役割分担意識は、社会通念として深く根づいており、性別により無意識に差別し、不平等にしています。このため男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人として尊重され、一人ひとりの能力や個性を発揮できるよう、男女平等の意識づくりを進めます。

目標値 社会全体において男性優遇と感じる人の割合

71.4% (現状) 65.0% (平成19年度)



平成18年度実施予定の男女共同参画に関する市民意識調査により把握します。

重点施策・事業

事業番号 1 男女共同参画の視点からのガイドラインの活用

多くの市民の目に触れる市の刊行物に、性別による固定的役割分担をイメージさせるイラスト等が掲載されないようにすることで、市民の性別による固定的な役割分担意識を払拭する。

項目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動指標	ガイドラインの配布数	1 2 2 部	1 2 2 部
成果指標	性別による固定的な役割分担をイメージさせる（仕事は男性，家事・育児・介護などは女性）表現		

ガイドラインの配布・刊行物の調査は隔年で実施しているため、平成 16 年度の実績はありません。

事業番号 4 男女共同参画推進月間の実施

毎年 10 月を男女共同参画推進月間とし、男女共同参画に関する啓発事業を重点的、集中的に実施する。

項目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動指標	各団体への事業依頼件数	5 5 5 件	6 6 4 件
成果指標	「男は仕事，女は家庭」に同感しない市民の割合	7 0 % (平成 18 年度)	%

成果指標については、市民意識調査未実施のため実績はありません。

事業番号 5 成人を対象とした講座の開催

啓発のための男女共同参画関連講座を開催し、参加受講者を増やす。

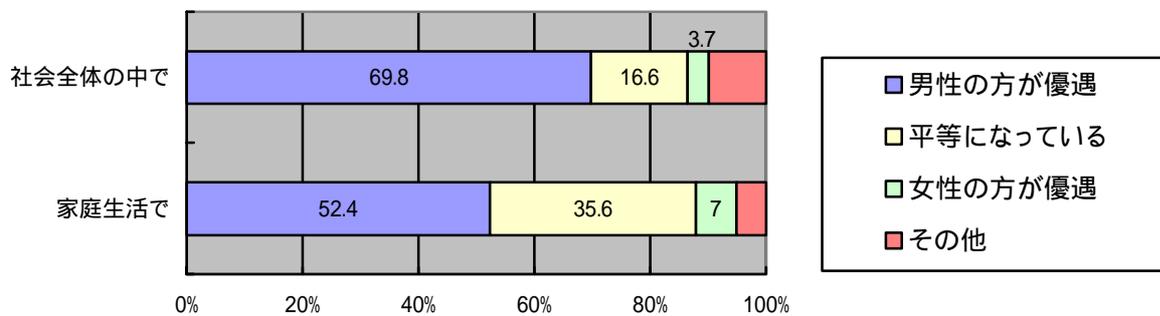
項目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動指標	講座実施回数（男女共同参画課主催）	4 9 回	4 9 回
	講座実施回数	2 7 2 回	2 7 5 回
成果指標	講座受講者数（男女共同参画課主催）	1, 3 5 0 人	1, 7 7 8 人
	講座受講者数	7, 6 0 0 人	8, 6 5 3 人

現状

市では、広く市民の男女共同参画に対する理解を図るため、成人を対象とした講座の開催や男女共同参画推進月間における重点的、集中的な事業の展開などさまざまな啓発活動に取り組んでいます。

しかし、単純比較はできないものの、平成17年1月に栃木県が実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」では、社会全体における男女の地位は「男性優遇」と感じる人の割合が69.8%と、依然として高い傾向にあります。一方、家庭生活においては35.6%が平等になっていると答えています。(下図参照)

【参考】男女の地位の平等感について



(資料：平成17年男女共同参画社会に関する意識調査 栃木県)

課題

社会全体の中で男女間の不平等感が依然として高いことから、一人ひとりの意識改革はもとより男女共同参画社会実現にむけた環境整備を含めた社会全体での取組の強化が必要です。

対応

男女共同参画社会の実現にむけた社会全体の気運の醸成を図るため、平成18年度に「男女共同参画全国都市会議」を市民との協働で開催します。

平成17年度 新規・拡充事業

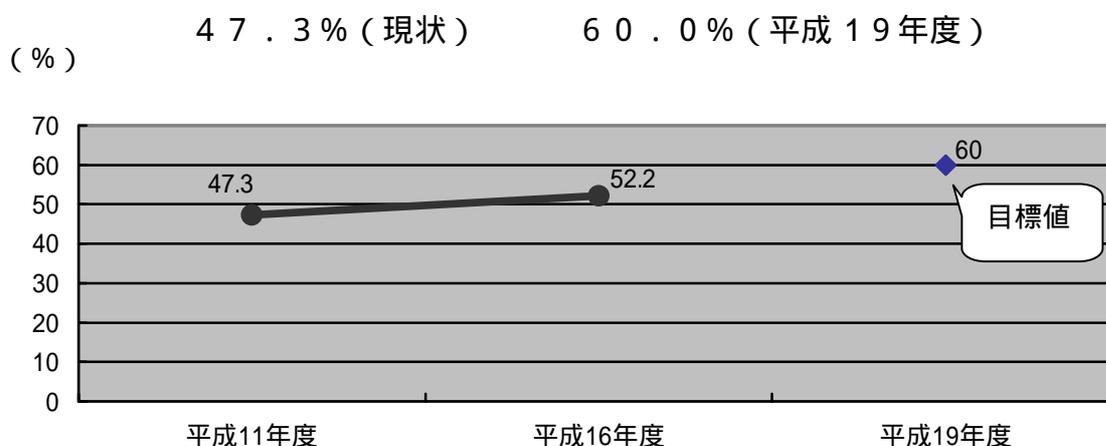
事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
137	男女共同参画全国都市会議の開催準備	男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、市と市民の協働で「男女共同参画全国都市会議」の準備を行う。	男女共同参画課

施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習を推進する

男女共同参画を進めていくためには、子どもの頃から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成することが大切です。子どもは、保護者の性別役割感やしつけなどの影響を受けやすいため、幼少期から、家庭・学校・地域社会において、子どもを特定の型にはめることなく、個性や興味、関心等を大切にしながら育み、子どもが生涯にわたり主体的に多様な生き方を選択することができる能力を伸ばす教育等を支援します。

また、市民が男女共同参画について関心をもち学習していけるよう、家庭や地域における学習活動を支援します。

目標値 「家事は男女が力を合わせてするのが良い」の回答者の割合（小学5年生）



平成16年度実施の小学5年生対象の意識調査では、52.2%で、平成11年度調査から4.9ポイント上昇しています。

重点施策・事業

事業番号14 男女共同参画教育参考資料の作成及び活用

小学5年生用教材、教師用指導書「自分らしく!!」の積極的な活用を増やし、児童の男女共同参画に関する意識の醸成を図る。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	マンガ教材の配布部数	6,000部	6,000部
	教材活用の手引きの配布数	1,350部	1,450部
成果指標	「家事は男女が力を合わせてするのが良い」の回答者の割合	60%	52.2%

現 状

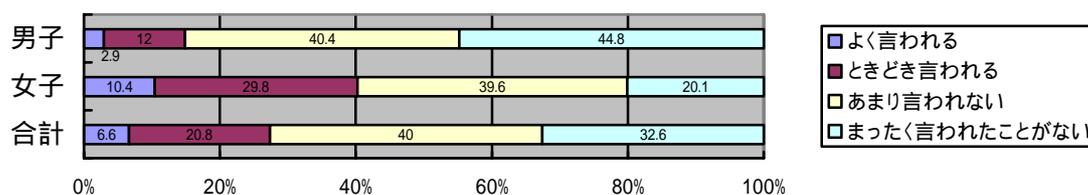
市では小学5年生を対象に「自分らしく！！」という教材と教師用の指導書を作成，配布し，活用に努めています。

平成16年度に市内の小学5年生対象の意識調査をおこなったところ，「家事は男女が力を合わせてするのが良い」と答えた児童の割合は，前回調査（平成11年度）から4.9ポイント上昇しました。

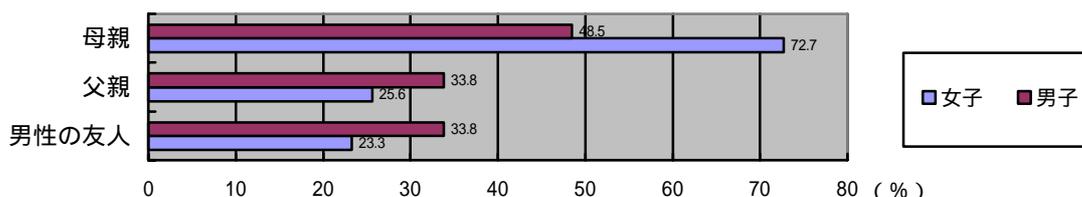
また，意識調査によると「女（男）らしく，男（女）のくせに」と言われることがあると答えた児童は女子が40.2%，男子が14.9%で，主に母親から言われることが多いという状況も明らかになりました。（下図参照）

【参考】

「女（男）らしく，男（女）のくせに」と言われる頻度



「女（男）らしく，男（女）のくせに」と言う人（複数回答・上位3項目）



（資料：平成16年 宇都宮市小学5年生の男女に関する意識調査 宇都宮市）

課 題

子供のころから「男らしさ」，「女らしさ」という型に安易にとらわれることなく，一人ひとりの個性を尊重し，多様な選択を認め合い，個人の能力を十分に発揮できるよう，性別にこだわらない教育をさらに推進する必要があります。

対 応

より効果的な男女共同参画の学習ができるよう，教育参考資料「自分らしく！！」を，現在の小学生の実態に即し，改訂します。また，保護者への啓発に継続的に取り組んでいきます。

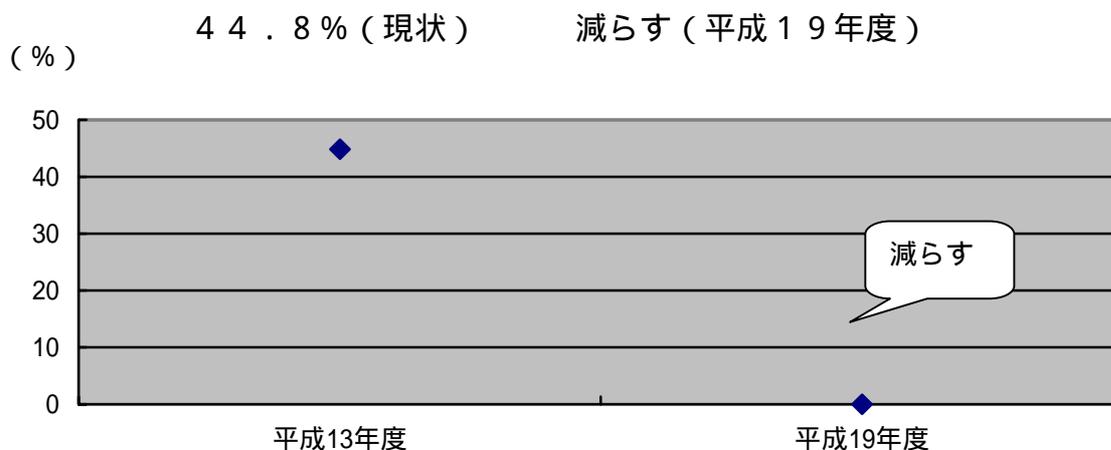
平成17年度 新規・拡充事業

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
14	男女共同参画教育参考資料の作成及び活用	子どものときからの男女共同参画に関する意識の醸成を図るため，小学5年生用に教材，教師用の指導書を配布し活用に努める。 教材の見直し（新）	学校教育課 男女共同参画課

施策の方向 3 男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する

夫やパートナーからの女性に対する暴力が人権を侵害する重要な問題として顕在化しています。女性への暴力根絶に向けた環境づくりや被害者救済の支援を図るとともに、権利侵害に関する相談事業を充実させます。また、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）や女性を性的対象、視覚的对象とするような性の商品化の防止について取り組みます。

目標値 配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合



平成18年度実施予定の男女共同参画に関する市民意識調査により把握します。

重点施策・事業

事業番号22 女性のための相談機能の充実

女性相談のうち、特に緊急性のあるドメスティック・バイオレンス相談に対して、迅速で的確な対応をすることで問題を潜在化させないようにする。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	女性相談件数	1,300件	1,405件
	カウンセリング・弁護士相談人数	105人	91人

事業番号 26 ドメスティック・バイオレンスなどの被害者に対する保護と自立支援

DV被害者の迅速な保護とより早い社会復帰・精神的自立をめざし、被害女性の保護に柔軟に対応できる民間シェルターの運営を支援するほか、被害女性同士が助け合いながら、自ら自立に向けて行動を起こすための自助グループ活動を支援し、参加を促す。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	被害者の女性を民間シェルターで保護した延べ日数	150日	336日
	自助グループ開催回数	26回	20回
成果指標	緊急一時保護が必要な被害者に対する対応率	100%	100%
	自助グループ参加延人数	130人	87人

事業番号 27 女性に対する暴力相談ネットワークの構築

暴力の相談については、単一の機関のみで援助を完結することが困難であるため、庁内外の関係する多くの機関が有機的に連携するネットワークを早期に構築する。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	DV防止庁内連絡調整会議開催回数	2回	2回

現状

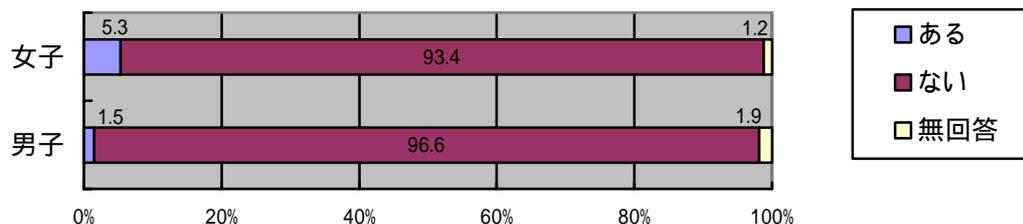
これまで家庭の問題として潜在化していた配偶者等からの女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）が、近年、人権を侵害する社会的問題として顕在化しており、女性相談、特にDVの相談は年々増加傾向にあります。

市は、被害者保護のため、民間シェルターの運営を支援するほか、被害者の自立支援のための自助グループ活動も支援していますが、民間シェルターで緊急一時保護をした延べ日数も予定を大きく上回っています。

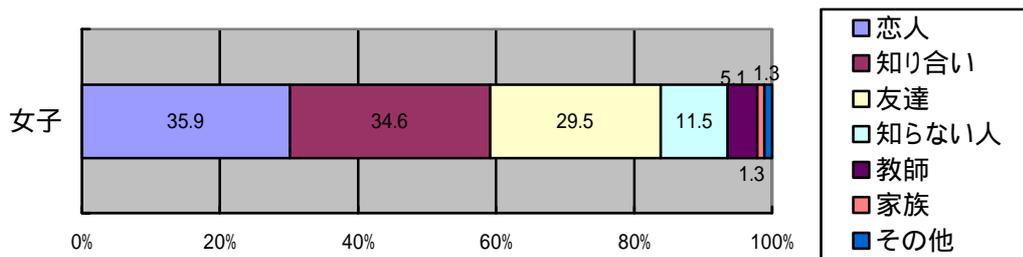
また、新たに顕在化した問題として、若者たちの中で、恋人などの親しい間柄の異性間での身体的、精神的、性的暴力があります。（「デートDV」といいます。）特に、性的暴力については深刻です。（財）女性のためのアジア平和国民基金の委託調査によると、女子高校生の20人に1人は「無理やりセックスをされたことがある」と答えており、その割合は男子の3.5倍になっています。また、その相手は恋人や友だちであるという結果になっています。（次ページ参照）

【参考】

無理やりセックスをされた経験の有無



女子の被害の相手



(資料：平成16年 高校生の性暴力被害実態調査 (財)女性のためのアジア平和国民基金)

課題

DV被害者は減少しておらず、根絶を目指す必要があります。併せて、被害者の保護、自立支援の強化も必要です。

また、若者たちの間の暴力は、そのままにしておくと、結婚したあと妻へのDVにつながるため、DVの芽を育てないためにも、デートDV防止啓発に取り組む必要があります。

対応

平成16年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の改正により、「配偶者からの暴力」の定義が拡大され、身体に対する暴力のほか、精神的暴力、性的暴力も対象になりました。こうしたDVに関する正しい知識を含め、市民一人ひとりが、DVは「夫婦げんか」などの個人的問題の範囲を超え人権を侵害する明らかな犯罪であることを理解するよう、積極的な啓発を広く行い、根絶を目指します。また、DV被害者の自立支援策のひとつとして公営住宅への優先入居の検討などを進めます。

さらに、若者たちに対しては、「デートDV」も犯罪であり、重大な人権侵害であることを理解するよう「デートDV防止啓発」を実施します。

平成17年度 新規・拡充事業

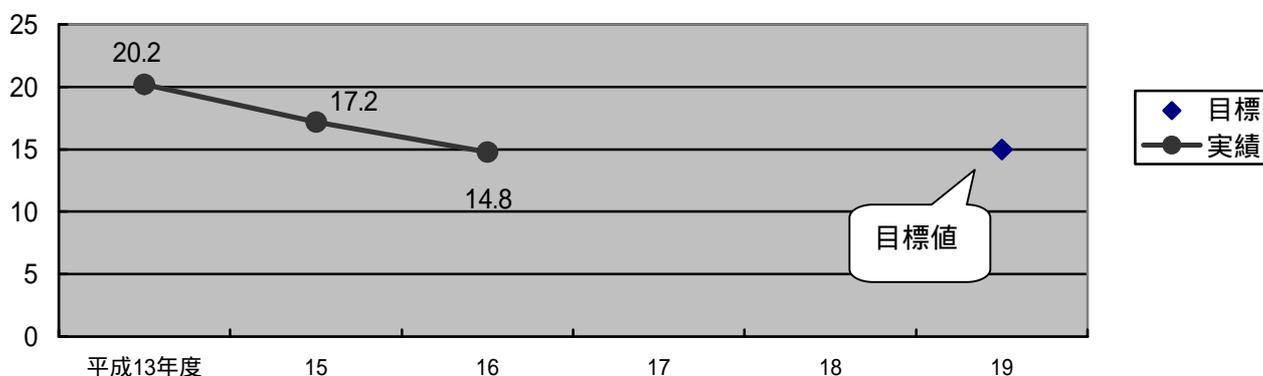
事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
21	「女性に対する暴力の根絶」についての意識啓発	女性に対する暴力の防止や人権意識の啓発のための研修会等を開催する。 情報誌、パンフレット等の作成と配布 研修会等の実施、広報による啓発 <u>デートDV防止啓発の実施(新)</u>	男女共同参画課

施策の方向 4 生涯を通じた男女の健康を支援する

女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、思春期や更年期・向老期など、男女共に健康上の問題を抱えていることが指摘されています。このため、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じて健康を享受できるように、生涯にわたる健康づくりを支援します。

目標値 20歳未満の人工妊娠中絶実施率

20.2（現状） 15.0（平成19年度）



注) 20歳未満の人工妊娠中絶実施率：15歳以上20歳未満の女子総人口千あたりの実施率
宇都宮市の医療機関にて受理した分であり、宇都宮市以外の住所地の人も含まれる

平成16年度の20歳未満の人工妊娠中絶実施率は14.8で、前年度から2.4ポイント減少しています。

重点施策・事業

事業番号33 性教育サポート事業の実施

市立中学3年生を対象に、性に関して望ましい行動が取れるよう、産婦人科医師による健康教育を行い、生命尊重や性に関する正しい知識の理解を深める。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動 指標	実施学校数	21校	21校

事業番号34 性と健康に関する健康教育の開催

市内の高校生を対象に、ピア・カウンセリング手法を用いて、性と健康に関する正しい知識や情報を得る健康教育の受講者を増やす。

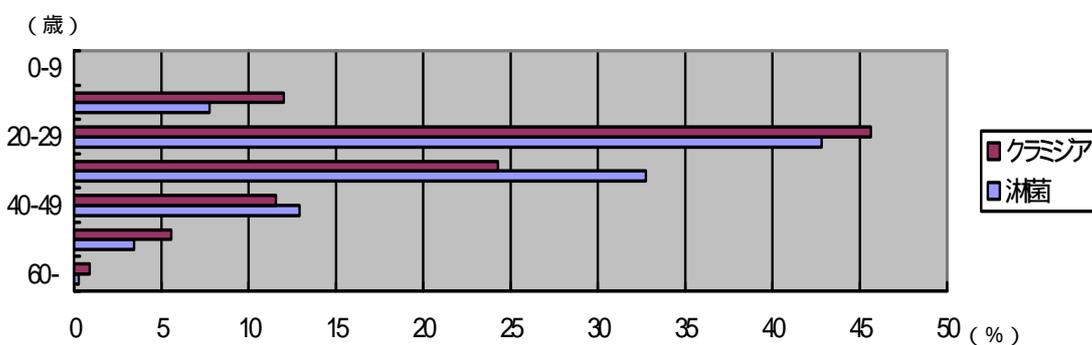
項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	「性と健康に関する思春期の健康教育」受講者数	100人	76人
成果指標	20歳未満の人工妊娠中絶実施率		14.8

現状

特に、若者が性と健康に関する正しい知識や情報を得、自らの性と健康を守るための行動を自己決定できるよう、性教育サポート事業や性と健康に関する健康教室などを実施しています。

また、若年層の性交渉の増加とともに、特に若い世代の性感染症患者の割合も高くなっています。(下図参照)

【参考】性感染症発生状況(年間受理数に占める割合)



(資料：平成16年 市内の3医療機関からの報告による宇都宮市保健所受理数調べ)

課題

10代の人工妊娠中絶実施率の高さは、性に関する正しい知識のみならず男女の人権を尊重する意識が希薄なことが要因と考えられます。若い世代に対し、男女の人権を尊重する教育を推進するとともに、性に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

対応

若い世代に対して性感染症予防の知識を含む、性と健康に関する正しい知識の啓発や情報の発信を行います。また、性感染症の検査・相談体制の充実を図り、エイズや性感染症の蔓延防止を図る取組を進めます。

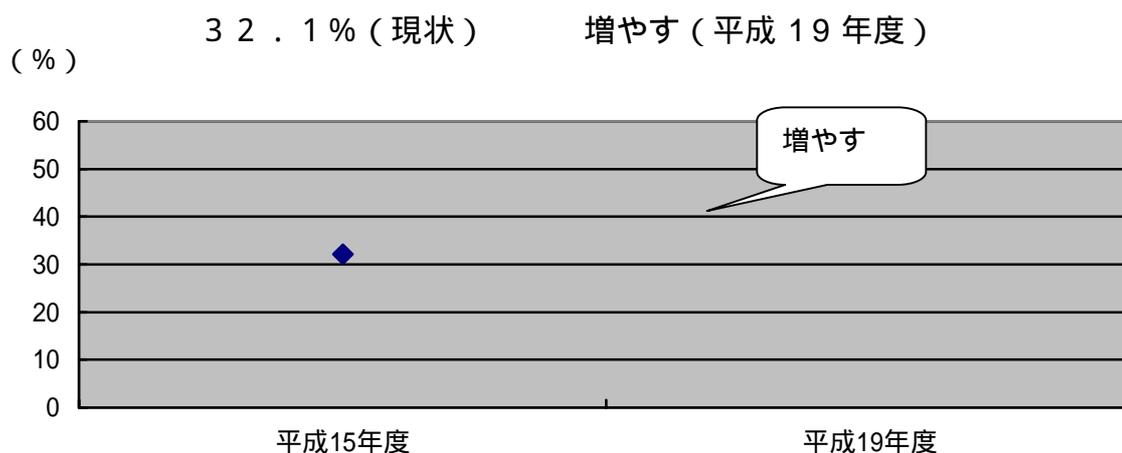
平成17年度 新規・拡充事業

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
43	エイズを含む性感染症の予防及び啓発	エイズを含む性感染症の蔓延を防止するため、正しい知識を普及啓発するとともに差別、偏見の解消に向けた啓発活動を推進する。 エイズ予防啓発普及活動 検査の実施 <u>エイズ即日検査の実施（新）</u> 相談事業	保健予防課

施策の方向 5 国際化に対応した男女共同参画を促進する

男女共同参画社会の形成は、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係があることから、それらと連携・協調して行われることが重要です。また、市内在住の外国人が増え、地域社会等で外国人との交流を推進する必要が出てきました。このため、在住外国人がより市民生活を豊かに、そして地域と積極的に交流できるよう支援します。

目標値 在住外国人で困ったときに相談できる日本人の知り合いがいる人の割合



平成19年実施予定の在住外国人へのアンケートにより把握します。

重点施策・事業

事業番号 25 外国語による相談体制の充実

在住外国人が快適な市民生活を送れるように行政相談窓口を設置する。また、国際交流活動のための拠点施設を整備するにあたり、在住外国人のための総合的な窓口を新設する。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	外国人相談窓口の行政相談件数	1,000件	384件

事業番号 48 日本語講座の開催

在住外国人が基本的な日本語能力を身に付け、快適な市民生活を送れるよう、ボランティア講師による日本語講座への参加受講者を増やす。

項目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動 指標	日本語講座開講回数	160回	132回
成果 指標	外国人講座受講者数（延べ 人数）	3,900人	3,900人

現状

本市においても、在住外国人が年々増えていますが、外国人相談窓口での相談件数は、インターネットやネットワークの整備から減少傾向にあります。

また、外国人(特に女性や児童)に対する人身取引や労働力の搾取といった悪質な犯罪行為が、国際的な組織犯罪として行われているという現状があり、国際社会から指摘を受けています。

課題

在住外国人が快適な市民生活を送れるよう、市民一人ひとりが地域社会において在住外国人の人権を尊重する意識の啓発が必要です。

対応

市民一人ひとりが外国人の人権を尊重する意識を持つよう、人身取引等の人権問題についても、国の動向と連動し、広報・周知に努めます。

基本目標

あらゆる分野における男女の参画機会の確保

【基本目標 の考え方】

男女共同参画社会の実現にあたっては、あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画していく必要があります。しかし、審議会や各種委員会における女性の占める割合は依然として低い状況にあります。女性の意見を政策・方針決定過程に反映させるため、女性の人材の育成・発掘に努め意思決定の場における女性の参画を進めます。

施策の方向 6 地域社会における男女共同参画を促進する

市民主体のまちづくりを推進するためには、男女がともに地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていく必要があります。このため地域におけるボランティア活動の支援や、地域活動の活性化を図るなど、地域社会における男女の共同参画を進めます。また、自治会などの地域の社会活動組織において女性が積極的に参加できるよう支援します。

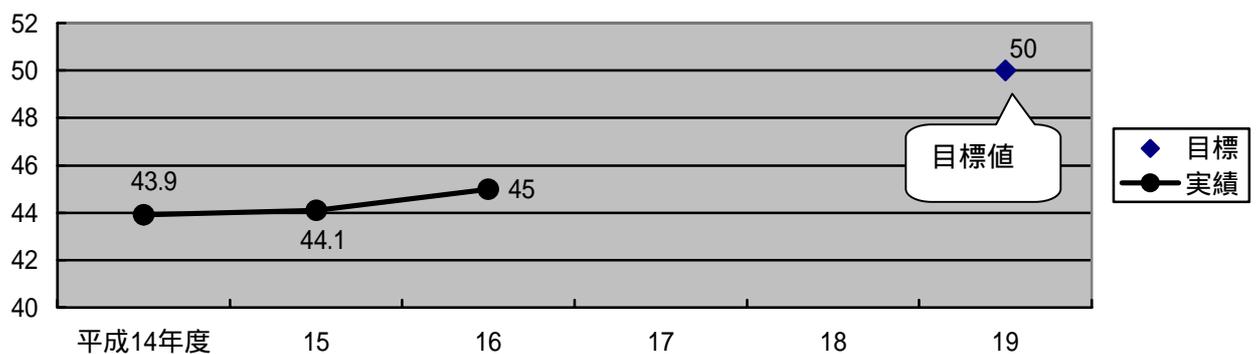
目標値

ボランティア及び市民活動グループの代表者の女性比率

43.9% (現状)

50.0% (平成19年度)

(%)



平成16年度のボランティア及び市民グループの代表者の女性比率（市民活動サポートセンター登録団体の代表者の女性比率）は45%で、前年度より0.9ポイント上昇しています。

重点施策・事業

事業番号 5 5 地域団体等への啓発

自治会やPTAなど地域活動組織において、実際に活動している人の名称で登録することを奨励するなどし、女性が参画しやすい環境・雰囲気をつくる。

項 目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動 指標	啓発回数	随時	随時
成果 指標	単位自治会長 の女性の人数		13 人

事業番号 5 6 市民活動サポートセンターの運営充実

市民との協働を進めるため、社会に貢献しようとする市民等を支援するサポートセンターの利用者を増やし、女性の社会参画のきっかけをつくる。

項 目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動 指標	サポートセンター利用者数	19,500 人	17,068 人
	情報誌の発行	25,200 部	25,200 部
	まちづくりについて話し合 う会開催回数	12 回	12 回
成果 指標	市民活動団体の代表者の女 性比率	50.0%	45.0%

事業番号 5 7 保健と福祉のボランティア活動の支援

福祉ボランティアの活動を促進し、ボランティアセンターへの登録者数を増やし、保健と福祉のボランティア活動に関心のある人が参画するきっかけをつくる。

項 目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動 指標	講座の開催	1 回	1 回
成果 指標	保健と福祉（精神）のボラ ンティア参加人数	10 人	13 人

精神障害者ボランティアは、専門性を重視し、質の向上に努めています。

現状

自治会やPTAなどの地域活動は、主に女性が活動を行っているものの、会長や役員は依然として男性が多いなど、地域社会組織における女性の参画は、依然として進んでいない状況です。一方、趣味やボランティア活動への女性の参加意欲は引き続き高い傾向にあります。

課題

女性が、趣味やボランティア活動といった分野での《参画》をステップとし、他の組織への参画機会の拡大となるよう働きかける必要があります。

対応

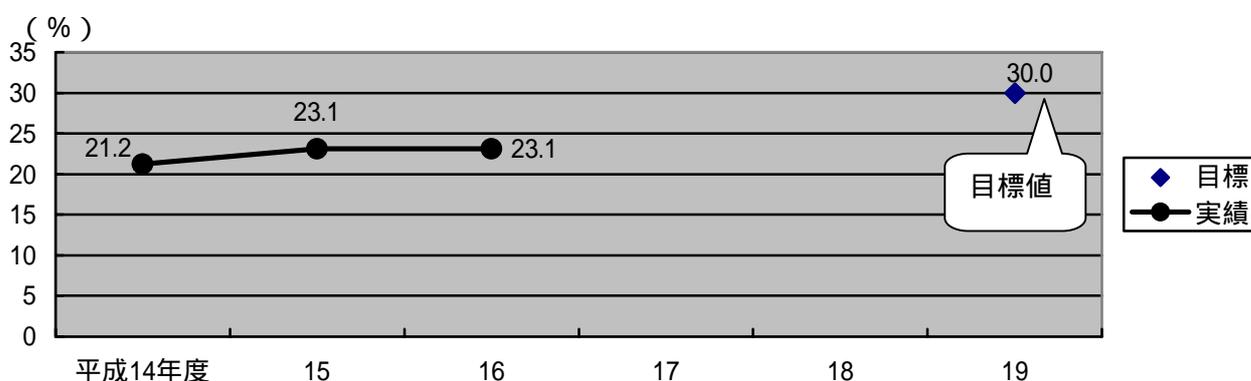
特に女性の多いボランティア団体等に、方針決定の場への女性の参画を働きかけていきます。また、宇都宮市自治会連合会を通し、地域の自治会での女性の積極的な参画を継続的に働きかけていきます。

施策の方向 7 政策・方針決定過程への女性の参画を促進する

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくことが極めて重要です。このため、市の審議会や委員会への女性委員の割合を高め、男女双方が政策や方針に参画できるように配慮します。また、女性農業者等が経営主と対等のパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

目標値 各種審議会等委員に占める女性の割合

21.2% (現状) 30.0% (平成19年度)



平成16年度の各種審議会等委員に占める女性の割合は、23.1%で、前年度と同じです。

重点施策・事業

事業番号61 各種審議会等委員への女性の登用の促進

女性委員のいる審議会等の割合を増やすとともに、各種審議会等委員への女性の登用を促進する。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	公募委員募集(市民へ周知)回数(新規・更新募集案内等)		8回
	各種審議会等への女性登用に関するPR回数	1回	1回
成果指標	各種審議会等委員に占める女性の割合	30.0%	23.1%

「審議会・委員会制度の改善に関する指針」の改訂により16年度以降は30%を目標とする。

事業番号 6 2 農村女性の各種委員会等委員への登用の促進

農業・農村に重要な役割を果たしている女性の意見を反映させるため、農業振興対策協議会や水田農業推進協議会等各種委員会等への女性の登用を促進する。

項 目		平成 1 6 年度目標値	平成 1 6 年度実績
活動 指標	女性登用を図る各種委員会・組織等の数	5	5
成果 指標	農村女性の各種委員会委員等への登用率		1 6 . 0 %

事業番号 6 3 家族経営協定締結の促進

女性農業者及び後継者が経営主と対等に経営に参画することを明確に文書で取り決める協定件数を増やす。

項 目		平成 1 6 年度目標値	平成 1 6 年度実績
活動 指標	農家個別訪問数	6 0 戸	5 0 戸
成果 指標	家族経営協定数（累計）	1 5 2 家族	1 2 8 家族

対象戸数が年々減少するため、協定数の伸びが鈍くなっています。

現 状

市では平成 1 6 年度に「審議会・委員会制度の改善に関する指針」を改正し、審議会や委員会等における女性委員比率の目標を見直し（改正後目標 3 0 %）、より積極的な取組を行っていますが、平成 1 6 年度の審議会等委員に占める女性の割合は前年度と横ばいでした。

農業の分野においても、農業の担い手の多くが女性であるにもかかわらず農業経営等に参画する女性はいまだ少ない状況です。

課 題

政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えないため、市民への働きかけを行うとともに、女性が力をつけるための研修等の充実を図る必要があります。

対応

市の各種審議会等委員への女性の登用を促進するため、職員に対し「審議会・委員会制度の改善に関する指針」の周知徹底を行うとともに、啓発誌等により市民への市政への参画を促します。

また、農村女性が研修の充実等により力をつけ、男性と対等なパートナーとして経営等へ参画できるよう必要な支援を行います。

平成17年度 新規・拡充事業

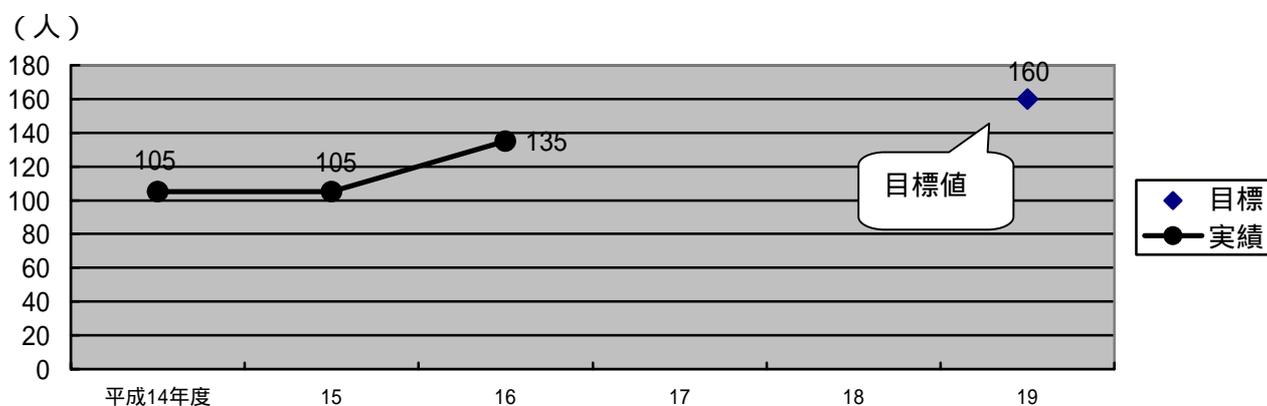
事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
61 重点	各種審議会等委員への女性の登用の促進	女性の意見を市の政策や方針に反映させるため、各種審議会懇談会への女性委員の登用を積極的に促進する。 審議会・委員会への女性委員比率の目標値を定めた指針の改正 女性のいない審議会等の解消 <u>啓発誌による周知(新)</u>	行政経営課 男女共同参画課

施策の方向 8 女性の人材を発掘し育成する

女性が、社会のあらゆる分野における政策及び方針の立案や決定の場に参画できるよう、女性の能力開発や人材の育成に取り組みます。特に、男女共同参画を推進する地域リーダーの養成を図ります。また、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを整備することにより、各種審議会・委員会などへの女性の積極的な登用を図ります。

目標値 女性人材リスト登録者数

105人(現状) 160人(平成19年度)



女性人材リストの登録者数は、平成16年度(平成16年3月31日現在)は、135人で、平成15年度から30人増えました。

重点施策・事業

事業番号67 働く女性のための人材育成

働く女性を育成するため、事業所に働きかけ、技能講習などの各種講座への受講参加者を増やす。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	勤労者・求職者向けの各種講習会受講者数	216人	209人

事業番号 69 農村女性リーダー育成の支援

農業経営に関わっている農村女性グループからの起業を促進するため、リーダー研修会の参加者を増やす。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	研修会等の参加者数	70人	110人
成果指標	農村女性の起業件数	1件	1件

事業番号 73 地域リーダー養成研修体系の構築及び実施

男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するため、研修を体系化し、実効性のある研修を行う。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	研修会等の参加者数	30人	61人
成果指標	リーダーとして地域社会で活動している人（リーダー養成講座修了者）	30人	22人

事業番号 75 女性の人材情報の整備

審議会等への女性の参画拡大のため、女性の登載を働きかけ、女性人材リストを整備充実するとともに、各分野への活用を図る。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	女性人材リストの登録者数	119人	135人
成果指標	各種審議会等委員に占める女性の割合	30.0%	23.1%

「審議会・委員会制度の改善に関する指針」の改訂により16年度以降は30%を目標とする。

現 状

農村女性リーダー育成のための研修会への参加者数が目標を上回るなど、女性は自身の力をつけるために意欲的に活動しています。また、平成16年度から、女性の参画意欲を活用するため、男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するための人材育成プログラムを構築し女性の人材育成に努めています。こうした研修等で力をつけた女性が市政に参画しやすいように、女性の人材に関する情報を各方面から収集した女性人材リストを整備しており、登録者数を伸ばしています。

課 題

女性は徐々に力をつけているので、今後はその能力の活用を図る必要があります。また、女性が不安を抱かず積極的に政策や方針決定の場に参画するよう、女性自身の意識を変える働きかけをする必要があります。

対 応

女性人材リスト登録者が市政に対する関心をさらに高め、参画への意欲が高まるよう、登録者への情報提供や研修会の開催などを積極的に行っていきます。

基本目標

男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

【基本目標 の考え方】

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが家庭生活における活動と職場その他の活動とを両立していくことが重要です。女性の労働力率は、30代前半の結婚・出産・子育て期に低下します。男女が共に職業生活や家庭生活のバランスを見直し、家族的責任を果たすことができるよう、家庭・職業生活の両立支援策を、市・市民・事業者との連携で進めます。

また、高齢になっても、あるいは障害があっても、自分らしい、生きがいのある豊かな生活を実現するため、誰もが生き生きと安心して暮らせる環境の整備に努めます。

施策の方向 9 家庭生活とその他の活動の両立を支援する

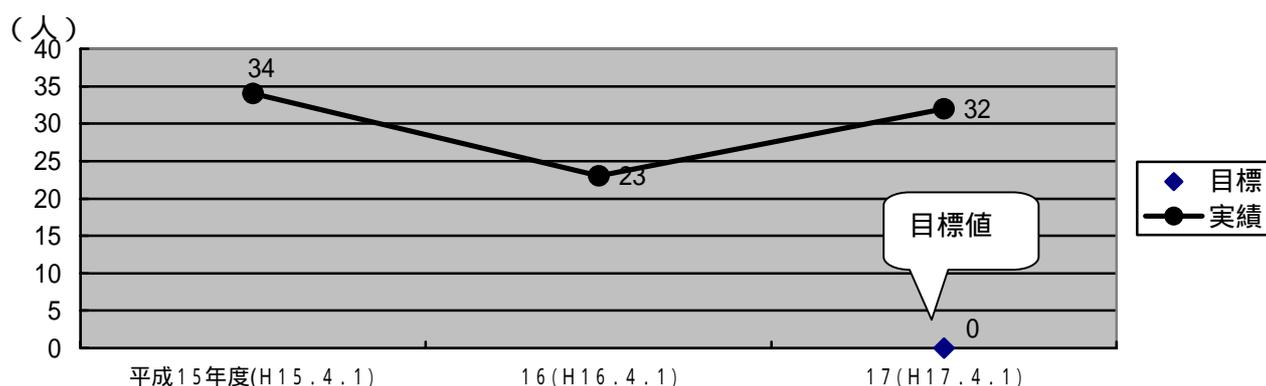
女性の場合は働き続けることを望みながらも、結婚や出産、子育て、介護等によって、仕事を中断せざるをえない状況が多くみられ、女性の年代別労働力率を示す「M字型曲線」の谷は依然として30歳代前半で低いものとなっています。男性も女性も家庭生活と職業等のその他の活動との両立ができるよう、男女共同参画の視点に立脚した、就労意識の啓発や、子育て・介護サービスの充実、家庭や地域における子育て・介護支援の充実を図ります。

目標値

保育所の待機児童数

34名（現状）

0名（平成17年）



注) 待機児童数：保育所に入所できない児童の数

平成17年4月1日現在の待機児童数は32名で、前年から9名増加しています。

平成18年度以降もゼロを目標としていきます。

重点施策・事業

事業番号 78 多様な保育サービスの提供

延長保育や障害児保育などの特別保育を行う保育所の整備を進め、入所児の拡大を図る。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	特別保育事業数 (特別保育事業項目×実施園数)	190事業	190事業
成果指標	特別保育利用件数	49,000件	49,880件

事業番号 88 地域における保健福祉サービス提供体制の整備

身近な地域で、保健福祉サービスが提供できるよう、各地区に保健福祉業務受付窓口の設置や保健師等の配置を順次おこなっていく。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	サービス提供施設数	4箇所	4箇所

事業番号 90 ファミリーサポートセンター事業の推進

地域での子育てを支援するため、子育ての援助を受けたい会員と援助を行う会員の増加と利用件数の増加を図る。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	会員数	750人	1,120人
成果指標	利用件数	2,550件	4,065件

現状

平成17年4月1日現在の保育所の待機児童数は、目標であったゼロを達成できませんでした。特別保育利用件数やファミリーサポートセンターの利用件数は増えており、子育て支援のニーズの高さがうかがえます。

「社会生活基本調査」によると、家庭における夫婦の家事育児時間を比較すると、6歳未満の子どもがいる共働き世帯における平日の夫の家事時間は21分で、妻の家事育児時間5時間に対し1/15程度と極端に少なくなっています。

平成15年に宇都宮市が行った次世代育成支援に関するニーズ調査では、育児に対する不安や悩みがあると答えた保護者(母親)の割合は高く、また、不安や悩みを相談する相手は配偶者(父親)がもっとも多く、近所の人に相談する人や近所の相談相手も少ないという状況です。(次ページ参照)

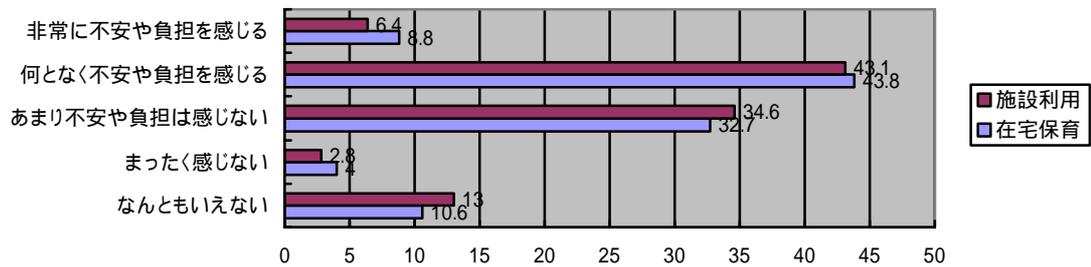
【参考】

夫と妻の家事関連時間（子どものいる世帯）

			合計	家事	介護・看護	育児	(参考)仕事
6歳未満の子どもがいる世帯	平日	夫(有業)	0:21	0:04	0:01	0:16	9:17
		妻(無業)	8:30	4:30	0:04	3:56	0:01
		妻(有業)	5:00	3:04	0:04	1:52	4:32
6歳未満の子どもがいない世帯	平日	夫(有業)	0:08	0:06	0:01	0:01	8:23
		妻(無業)	5:50	5:28	0:10	0:12	0:04
		妻(有業)	3:37	3:27	0:04	0:06	5:19

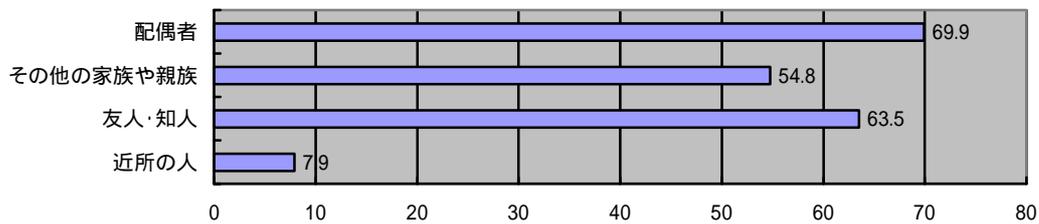
(資料：平成13年 社会生活基本調査 総務省統計局)

子育ての不安や負担の感じ方



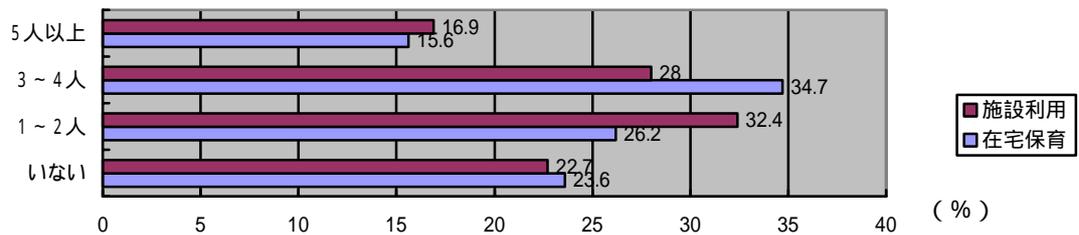
(%)

不安や悩みの相談相手



(%)

子育てなどについて話をする近所の人の数



(%)

(資料：平成15年 次世代育成支援に関するニーズ調査 宇都宮市)

課題

父親の育児参加を増やすことが、母親の身体的・精神的負担を軽減し、ひいては児童虐待等の子どもの人権を侵害する行為を未然に防止することにもつながりますので、女性に偏る家事育児負担を解消し、男性も女性も家族的責任を果たせるよう、多様な子育て支援サービスの充実と意識の啓発に努める必要があります。

対応

待機児童が解消されなかった原因には、平成16年度に予定していた保育所の開設の遅れがありますが、平成17年度中には開設される予定であり、今後も引き続き待機児童数ゼロを目指していきます。

また、父親の育児参加促進の意識啓発事業を行うとともに、子育てサークルにおける父親の育児講座を増やし、育児に対する男女の役割分担をなくすよう努めます。

さらに、地域で子育てを支えるために、「地域における保健福祉サービスの提供」や「ファミリーサポートセンター事業の充実」による仕組み作りとともに、児童虐待防止講演会の開催などにより、地域全体で子どもを育てる意識の啓発に努めます。

平成17年度 新規・拡充事業

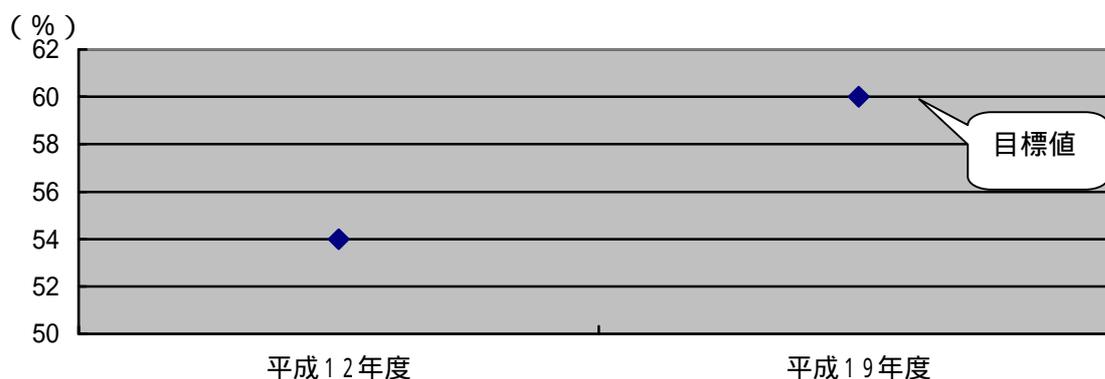
事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
91	地域子育て支援事業	子育て中の親子の交流の場、子育ての相談、助言の場として地域子育て支援センター（子育てサロン）の整備を行う。 地域子育て支援事業 にこにこひろばの開催 <u>父親の育児講座の開催（拡充）</u>	児童福祉課
95	子どもへの虐待防止対策の充実	児童虐待の未然防止、早期発見及び再発防止を図る。 児童虐待防止等ネットワーク会議の開催 児童虐待緊急受理会議の設置 ケース対策会議の設置 <u>児童虐待防止講演会の開催（新）</u>	児童福祉課

施策の方向 10 就業の分野における環境の整備を促進する

就業の分野における女性の参画を進めるためには、働き続けることができる環境づくりや女性の能力発揮の機会拡大が必要です。このため、職業能力の開発や再雇用の支援を推進するとともに就業環境改善の意識の啓発に努めます。また、起業など多様な形で働くことを希望する女性を支援していきます。

目標値 30代前半の女性の労働力率

54.0% (現状) 60.0% (平成19年度)



注) 30代前半の労働力率：労働力人口(30歳以上35歳未満) / 人口(30歳以上35歳未満)

平成17年度実施予定の国勢調査により把握します。

重点施策・事業

事業番号76 勤労者向けガイドブックの発行・周知

勤労者に必要な法律や制度などの情報を確実に周知させるため、ガイドブックを毎年作成・配付する。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	ガイドブック配付部数	4,000部	4,000部

事業番号107 男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等

仕事と家庭生活をバランスよく行うことができ、働き続けられる職場環境づくりに配慮した事業所の表彰等についてその効果などを研究する。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	優良企業の紹介		1回

現状

市では、仕事と家庭その他の活動の両立のため、事業所に対し就業の分野における環境の整備を働きかけています。

平成15年7月成立の「次世代育成支援対策推進法」により、従業員301人以上の企業は平成16年度末までに一般事業主行動計画を策定することが義務付けられました。

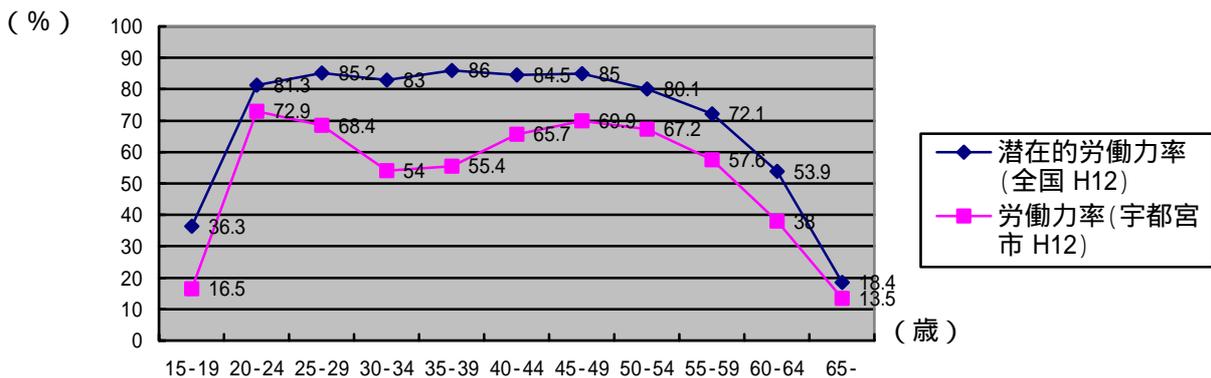
この行動計画には、「子育て中の労働者の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備」や「仕事と家庭のバランスを良くするための働き方の見直し」などの内容が盛り込まれます。

これらは、まさに男女が生き生きと自分らしく暮らすために欠かせない取組です。

行動計画の策定は、従業員300人以下の企業については努力義務となっていますが、栃木県労働局の行った調査によると、従業員300人以下の企業のうち4社に1社が策定を予定しているとの結果が出ました。（下図参照）

【参考】

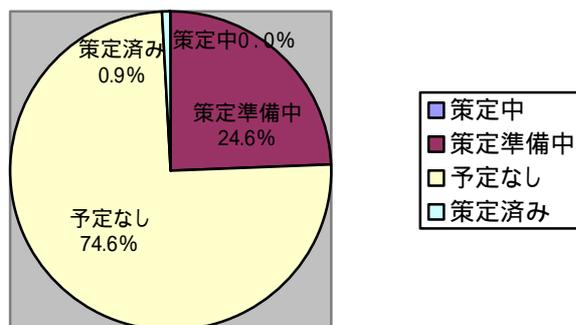
年代別女性の労働力率と潜在的労働力率



注) 労働力率 = 労働力人口 (年齢階級別) / 15歳以上人口 (年齢階級別)

潜在的労働力率 = (労働力人口 (年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者 (年齢階級別)) / 15歳以上人口 (年齢階級別)

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画策定状況 (300人以下の企業)



(資料：平成17年1月 栃木県における一般事業主行動計画策定状況等アンケート 栃木労働局)

課題

仕事と家庭その他の活動の両立のためには、事業所の取組を強化する必要があります。

対応

多くの企業が「次世代育成支援対策推進法」による一般事業主行動計画を策定することで、ひとりでも多くの労働者の「仕事と家庭の両立」が推進されるよう、市はあらゆる機会を捉え、事業者に対して支援と働きかけを行っていきます。

また、事業所での男女共同参画の取組が推進されるよう、「男女共同参画度チェックシート」を配布するなどして、男女共同参画の推進役として事業所が担うべき役割についての認識を促していきます。

平成17年度 新規・拡充事業

取組むべき施策1 職業能力開発の促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
138	図書館におけるビジネス関連情報の提供	ビジネス関連情報を提供することにより、ビジネスや起業、就業活動の支援を行う。 ビジネス支援講座の開催 ビジネス情報コーナーの設置	生涯学習課

取組むべき施策3 就業環境改善意識の啓発

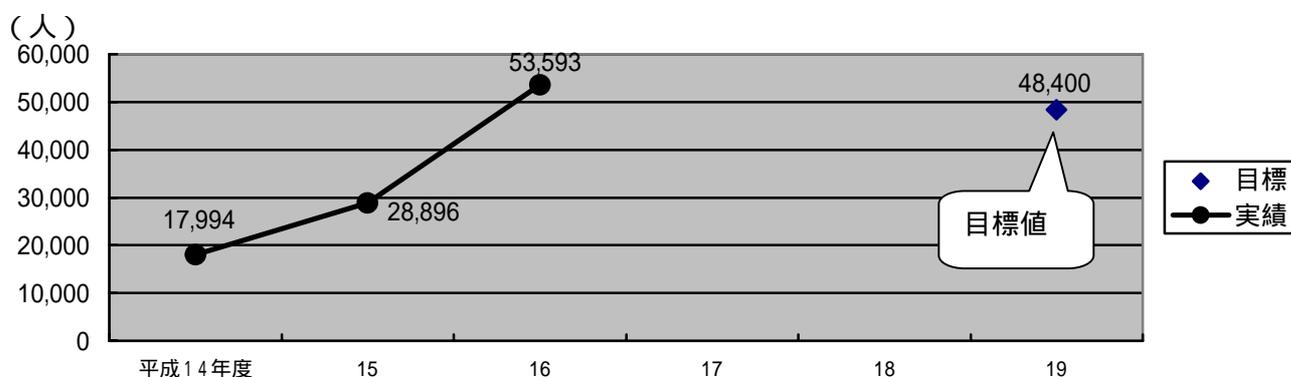
事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
76 重点	勤労者向けガイドブックの発行・周知	働くために必要な法律、制度、各種情報を掲載した勤労者向けガイドブックを作成・配布し、広く周知する。 勤労者向けガイドブックを作成し、普及推進員が事業所を訪問配布。地区市民センター等に備付 「男女共同参画度チェックシート」の配布（新）	工業課 男女共同参画課

施策の方向 1 1 高齢社会における生活環境を整備する

高齢期になっても、男女が対等なパートナーシップを築き、それぞれが生活者として自立し、生きがいを持ちながら暮らすことが重要です。このため、生活設計や住まいなどのさまざまな分野における相談や支援を充実するとともに、生活技術の実践や介護予防の充実を図りつつ、高齢者が生きがいをもって自立した生活を送るための支援をおこないます。

目標値 生きがい対応型デイサービスの利用により生きがいづくりができた人の数

17,994人(現状) 48,400人(平成19年度)



平成16年度の生きがい対応型デイサービスの利用者数は53,593人で、前年度から24,697人増えています。

重点施策・事業

事業番号114 生きがい対応型デイサービス事業の推進

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立して生活が継続できるよう、生きがい対応型専用施設を増やす。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	生きがい対応型専用施設数	15箇所	19箇所
成果指標	生きがい対応型デイサービスの利用により生きがいづくりができた人の数	22,786人	53,593人

事業番号 87 外出支援事業の推進

引きこもりを防止すると共に、積極的に社会参加を進めるため、移動手段として、75歳以上の高齢者を対象にバスカード利用助成を行う。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	高齢者外出支援事業専用バスカード交付者数	9,700人	5,231人
成果指標	事業を利用したの外出回数	164,900回	8,8927回

平成15年度に申請した高齢者で16年に更新をしなかった方が多いため、交付者数が見込みより減になりました。

現状

市では、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、積極的に社会に参画できるよう「生きがい対応型デイサービス事業」や「外出支援事業」などの各種事業を推進しています。

課題

高齢者が積極的に社会に参画するため、高齢者の自立を促進する必要があります。

対応

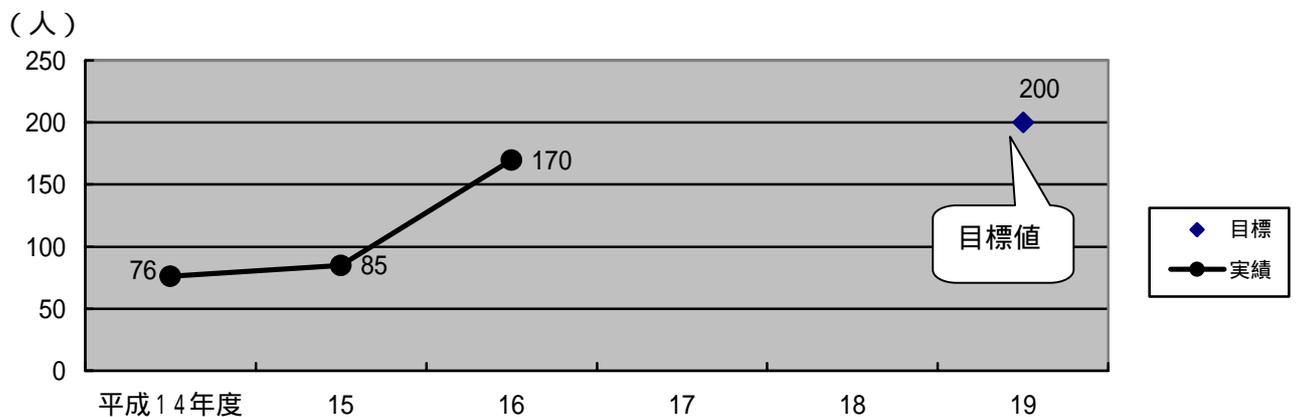
高齢になっても生き生きと暮らせるよう、高齢者の生きがいや自立を促進する事業について状況を見極めながら充実していきます。また、高齢者自らが介護状態になることを未然に防止し、自立した生活をすることで人間らしく生きられるよう支援を行っていきます。

施策の方向 1 2 ひとり親家庭，障害のある人が安心して暮らせる環境を整備する

男女共同参画社会とは，男女がどのような状況においても互いの人格を尊重し，多様な生き方を認め合う社会です。このため離婚の増加等により増えているひとり親家庭や，障害のある人が安心して暮らすことができるよう，生活支援や情報提供，交流支援などを行います。また，障害が社会参画の機会や自立の妨げとならないよう，ノーマライゼーションの啓発に努めます。

目標値 ひとり親家庭等で，就労支援や生活支援策等により福祉の増進が図られた人の数

76人（平成14年度） 200人（平成19年度）



平成16年度のひとり親家庭等で就労支援や生活支援策等（母子父子家庭福祉対策事業）により福祉の増進が図られた人の数は，170人で，前年度から85人増加しています。

重点施策・事業

事業番号 1 1 9 母子父子家庭及び寡婦の就労支援

ひとり親家庭等に対する自立に向けた資格取得や技能講習の受講参加者を増やす。

項目		平成16年度目標値	平成16年度実績
活動指標	母子父子家庭福祉対策事業実施日数	150日	171日
成果指標	母子父子家庭福祉対策事業により福祉の増進が図られた人数	100人	170人

事業番号 120 障害者の自立支援

就労の場の拡大を図り、雇用の促進に繋げるなど障害者の就労を支援するための、登録制度への登録者を増やす。

項 目		平成 16 年度目標値	平成 16 年度実績
活動 指標	就労相談件数	50 件	23 件
成果 指標	登録障害者数	40 人	7 人

現状

母子家庭等に対する就労の支援は、近年の離婚の増加などにより増えています。

課題

ひとり親家庭や障害のある人が安心して暮らし、社会参画できるよう、生活の自立や雇用の促進を強化する必要があります。

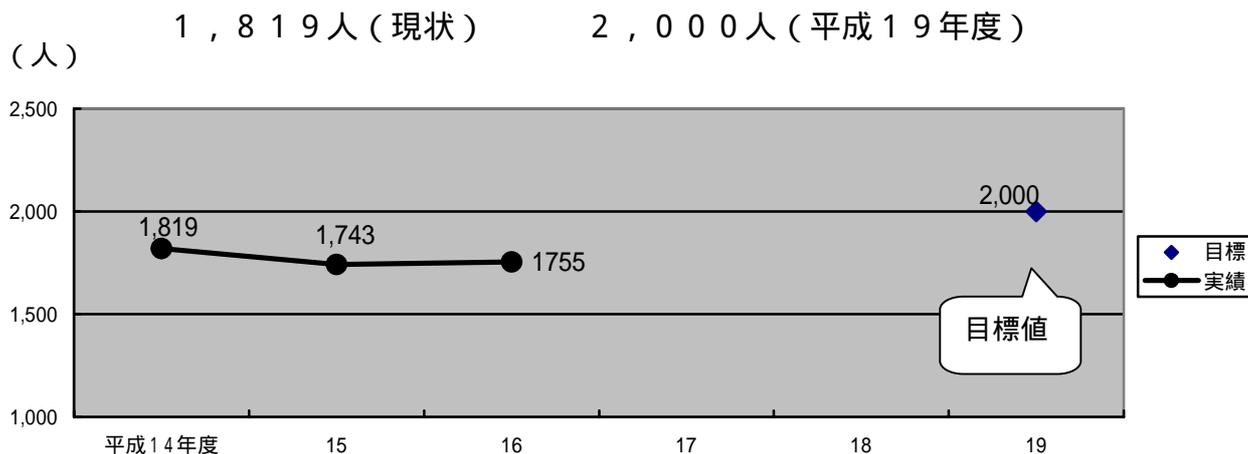
対応

特に、母子家庭は経済的にも厳しい状況が多く、きめの細かい支援をしていく必要があることから、母子家庭に対するさまざまな施策を盛り込んだ「(仮)宇都宮市母子家庭等自立促進計画」を策定し、支援を強化していきます。

施策の方向 1 3 市民団体等と連携し活動を支援する

男女共同参画の推進にあたっては、市民と事業者、市との協働が何よりも重要です。このため男女共同参画社会の実現を目指して行動している市民や市民団体などの活動を支援していきます。また、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努めます。

目標値 男女共同参画を推進する市民団体主催事業の参加者



平成16年度の市が支援する男女共同参画を推進する市民団体主催事業の参加者数は1,755人で、前年度から12人増加しました。

重点施策・事業

事業番号74 宇都宮市地域推進員の活動促進

地域における男女共同参画の推進のため、各地区に自主的に活動できる地域推進員を置く制度の検討をしています。

現状

男女共同参画社会は、市民と事業者、市が協力、連携して推進しなければ実現が困難なため、市は男女共同参画社会の実現を目指して行動している市民や市民団体などの活動の助言・指導を行っています。

課題

より多くの市民団体が男女共同参画社会の実現を目指し、活動することで市民の意識の醸成につながるよう支援をする必要があります。

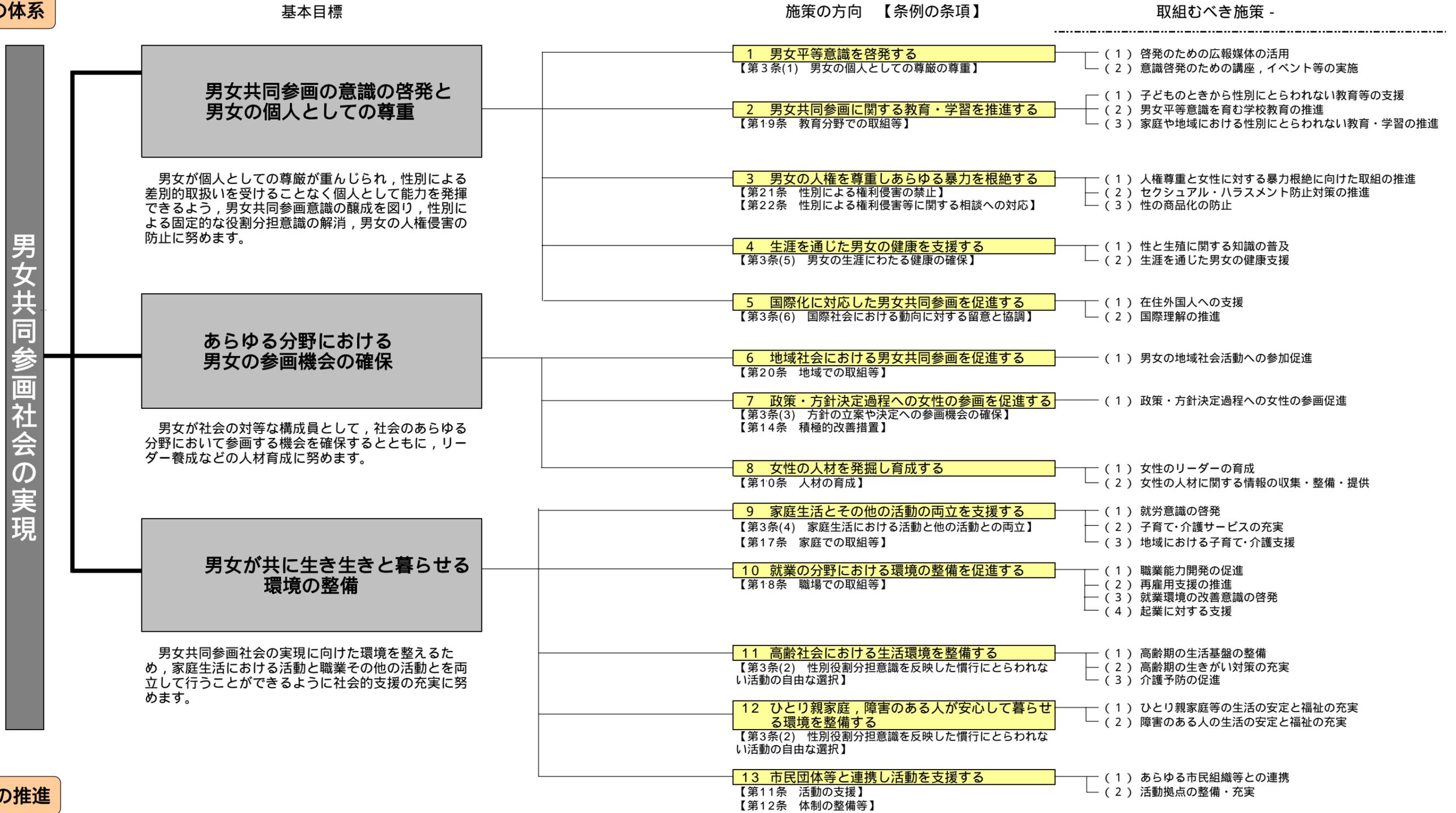
対応

多くの市民団体に男女共同参画の推進を働きかけるとともに、市民団体の活動支援が十分にできるよう、拠点施設である男女共同参画推進センターを充実させます。

基本姿勢

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

施策の体系



計画の推進

男女共同参画を推進するための体制の充実と計画の進行管理を行う

推進体制の充実
計画の進行管理